

山形県立産業技術短期大学校学生会館食堂運営業務委託基本仕様書

1 事業の目的

学生会館に設置している食堂は、本校で訓練を行う学生や教職員、また近隣施設の職員等が幅広く利用しており、福利厚生に寄与する施設であり、その運営を委託するもの。

2 委託業務名

山形県立産業技術短期大学校学生会館食堂運営業務委託

3 履行期間

契約の日から令和9年3月31日。ただし、有効期間満了日前1か月前までに意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間契約を更新する。

4 委託業務の内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日（祝日を除く）。ただし、学生は夏季、冬季、卒業休業がある。

(2) 営業時間

昼食時間（本校の昼休みは正午から午後1時）。

厨房以外の食堂の施設は午前9時から午後5時まで開放。

(3) 営業形態

営業委託契約。（委託料等の対価支払いは無）

(4) 利用対象者

本校学生220名及び教職員50名。

周辺施設利用者（職業能力開発校 生徒・職員 115名、工業技術センター70名ほか）

(5) 食堂施設面積

食堂部分 259m²（座席数 6席×12テーブル、3席×3テーブル）

厨房 58m²、食品保管庫 14m²

(6) 調理設備

本校に設置されているものは別添のとおり。

(7) 営業者費用負担

食堂経営に関する一切の経費

事業用消耗品の補充に要する経費

運営者の責に帰すべき理由により生じた施設設備等の修繕・更新経費

- 光熱水費の2分の1の額
委託管理区域の火災保険料
- (8) 建物使用料負担
なし
- (9) 営業収入
業務に伴う収入は営業者の収入
- (10) 施設管理責任
厨房及び食品保管庫の管理、防火について責任を持つ。最終退出の場合は、点検及び施錠を行う。
- (11) 清掃管理責任
厨房及び食品保管庫内及び食堂のテーブル、いす等の清掃
残飯、生ごみ等の持ち帰り処理

5 特記事項

- (1) 受託者は、食堂運営にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施においては、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を行うこと。
- (3) 受託者は、この事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること。
- (4) 受託者は、委託業務の執行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。
- (5) 運営に係る苦情等については、受託者が責任を持って対応すること。
- (6) 業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

9 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。